

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37並びに「大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行について

3. 外部監査対象期間

原則として、平成29年度に係る道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行を監査対象としたが、必要に応じて平成30年度及び過年度についても対象としている。

4. 外部監査対象機関（部局）

主な外部監査対象部局は、大田区の道路、公園、河川及び交通安全等を所管する都市基盤整備部を対象とした。

5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

道路は、都市交通の動脈としての輸送機能、日常生活圏内の連絡機能等の役割を担うほか、埋設物の設置空間、防災・環境保持・環境衛生等の上から多目的な機能を持ち、その果たす役割は非常に重要である。このような重要な道路を維持・機能更新し、そして管理していくことは区の重要な事業である。

大田区が管理する橋梁は158橋あり、その多くは昭和初期から高度経済成長期に建設されており、耐震性と老朽化の問題が顕在化している。大田区では平成27年3月に「大田区 橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、事後的な修繕から予防保全に資する修繕計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減を図ろうとしている。

道路を整備し交通を円滑化する際には、車両のみならず安全で快適な歩行者の空間を確保する必要がある。そのために大田区では安全で快適な交通環境を

実現するため、交通安全対策と放置自転車対策を実施している。交通安全対策としては平成28年8月に平成28年度から平成32年度までの5ヶ年計画として第10次大田区交通安全計画を策定し、当該交通安全計画に沿って、単年度に実施すべき施策の計画を毎年度作成し、その実現を図っている。

また大田区は東京湾に面し、多摩川を中心に3つの一級河川があり、水の多い環境にある。そのため近年多発する集中豪雨や台風等による浸水被害から区民の安全を守り、安心できる生活を支えるため、総合的な治水対策の取組みを推進している。

こうした水の多い大田区の特徴を活かして大田区は水と緑のネットワークと拠点づくりを積極的に行い、公園や緑道・散策路の整備を行っている。こうした公園や緑道・散策路は区民に健康・体力づくりや憩いの場を提供するとともに、文化・コミュニティ活動の場として、また災害時には避難場所や緩衝地帯としての場として、多くの機能を有している。一方、その整備には多くの予算を必要とし、また整備後その機能を維持管理していく費用も多額なものとなる。

金額面においても道路、河川、公園等の土木費の大田区における平成29年度予算は約192億円であり、区全体の予算約2,618億円の7.3%を占めており、金額的にも重点施策の一つとしていることが伺える。

このように道路、河川、公園等の事業は、まちの魅力を高め、災害に強く、安全で安心なまちづくりを推進するうえで重要な事業であると考えられる。そのため包括外部監査において、都市基盤整備部が所管するこれらの事業を中心とした事務執行が適切に執行されていることについて合規性、経済性、効率性及び有効性等の視点から監査を実施することは重要な意義があると判断し、特定の事件として選定した。

6. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行及び管理運営が、関連する法令及び条例・規則等に従い適切に行われているか、また道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行及び管理運営が経済的・効率的・効果的に運営されているかという視点で、主に以下の項目について監査を実施した。

(2) 主な監査手続

上記(1)の監査の視点に基づき実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 1) 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則、要綱等に合致しているか確認
- 2) 監査対象部局から関係資料を入手し、当該資料を閲覧し、担当者へのヒアリングの実施
- 3) 行政計画、予算の執行状況の確認
- 4) 比率分析、期間比較等の分析的手続
- 5) 一部の公園については現地を視察し、利用状況、公園に関する諸資料との整合性の確認
- 6) 他の地方自治体の制度等との比較

7. 外部監査人及び補助者

| | | |
|-------------|-------|------|
| (1) 包括外部監査人 | 公認会計士 | 菊池 努 |
| (2) 補助者 | 公認会計士 | 大古場雅 |
| | 公認会計士 | 鈴木一功 |
| | 公認会計士 | 大川晶生 |
| | 公認会計士 | 的場武教 |
| | 公認会計士 | 田近和成 |
| | 弁護士 | 大澤寿道 |

8. 監査実施期間及び延日数

(1) 監査実施期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 26 日まで

(2) 延日数

| | |
|---------|-------|
| 包括外部監査人 | 90 日 |
| 補助者 | 70 日 |
| 延合計日数 | 160 日 |

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 指摘及び意見

本報告書において指摘及び意見の件数は次の表のとおりである。

| 指摘 | 意見 | 合計 |
|------|-------|-------|
| 26 件 | 175 件 | 201 件 |

指摘及び意見は全て第 3 章で述べているが、節ごとの指摘と意見の数は以下の表のとおりである。

| 節 | 指摘数 | 意見数 | 計 |
|------------------|---------------|-----------------|----|
| 第 1 節 歳入事務 | 1 (No. 1) | 2 (No. 1, 2) | 3 |
| 第 2 節 道路橋梁総務費 | 4 (No. 2~5) | 11 (No. 3~13) | 15 |
| 第 3 節 道路維持費 | 1 (No. 6) | 10 (No. 14~23) | 11 |
| 第 4 節 道路新設改良費 | 1 (No. 7) | 14 (No. 24~37) | 15 |
| 第 5 節 橋梁維持、新設改良費 | 0 | 2 (No. 38, 39) | 2 |
| 第 6 節 街路照明費 | 0 | 0 | 0 |
| 第 7 節 交通安全対策費 | 1 (No. 8) | 12 (No. 40~51) | 13 |
| 第 8 節 河川維持費 | 0 | 4 (No. 52~55) | 4 |
| 第 9 節 公衆・公園便所 | 1 (No. 9) | 11 (No. 56~66) | 12 |
| 第 10 節 公園 | 9 (No. 10~18) | 33 (No. 67~99) | 42 |
| 第 11 節 公園管理費 | 0 | 4 (No. 100~103) | 4 |

| 節 | 指摘数 | 意見数 | 計 |
|--------------|---------------|------------------|-----|
| 第12節 公園新設改良費 | 0 | 1 (No. 104) | 1 |
| 第13節 公園視察 | 8 (No. 19~26) | 71 (No. 105~175) | 79 |
| 合計 | 26 | 175 | 201 |

本報告書において指摘又は意見という場合、以下のように区分している。

指摘・・・法令、条例、規則等の形式的な違反等の実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準ずるもの。

意見・・・是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にするべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

(注) 金額は単位未満を切捨てとし、%は小数点第1位までの数値については第2位を、小数点第2位までの数値については第3位を各々四捨五入している。なお、報告書中の表は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。